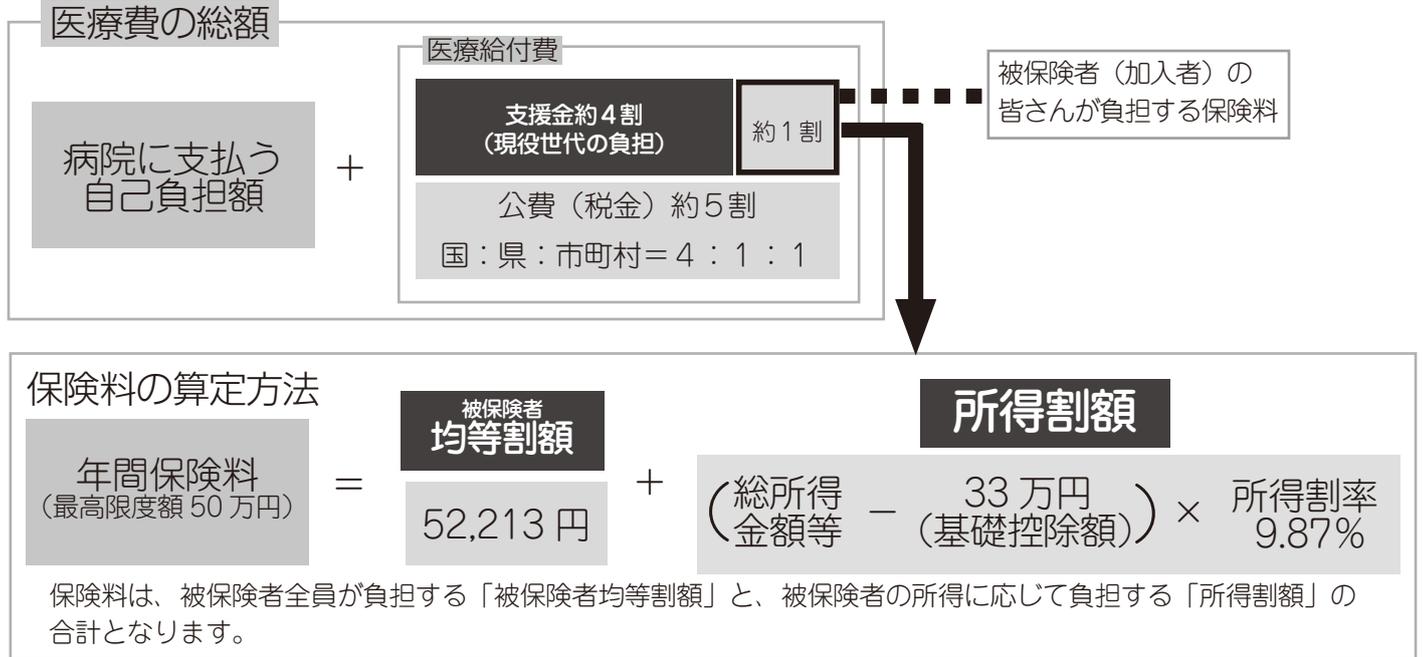


# 後期高齢者医療制度

平成 23 年度の保険料額が決定しました。7月中旬に被保険者（加入者）の皆さんへ後期高齢者医療保険料の決定通知書をお届けします。

## ● 保険料の決まり方



- ① 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ② 保険料は、被保険者（加入者）一人ひとりにかかります。保険料率（均等割額・所得割率）は2年ごとに見直され、次回は平成 24 年度に改定されます。
- ③ 総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」、などの合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ④ 公的年金収入のみの人で、年金額が 153 万円以下の場合、総所得金額等は 33 万円以下となるため、所得割額はかかりません。

## ● 保険料の軽減等

■ 均等割額の軽減 平成 23 年度は、これまでの軽減（均等割の 9 割・8.5 割（注）・5 割・2 割軽減）を継続して行います。

### 軽減になる人の基準

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額
9 割軽減	5,221 円	33 万円（基礎控除額）以下で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、ほかに所得がない人
8.5 割軽減（注）	7,831 円	33 万円（基礎控除額）以下の人
5 割軽減	26,106 円	33 万円（基礎控除額）+24.5 万円×被保険者（世帯主を除く）の数以下の人
2 割軽減	41,770 円	{33 万円（基礎控除額）+35 万円×被保険者数} 以下の人

注：原則は 7 割軽減ですが、特例措置により 8.5 割軽減となっています。

### ■ 所得割額の軽減

総所得金額等が 91 万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で 211 万円以下）の人 **5 割** の軽減

### ■ 保険料の減免制度

災害等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

※後期高齢者制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は均等割額は 9 割の軽減、所得割額はかかりません。

## ● 8月から後期高齢者医療制度の 被保険者証が新しくなります

現在、使用している被保険者証の有効期限は7月31日までとなっています。新しい被保険者証（薄みどり色）は7月中にお届けします。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険証を窓口でお受け取りいただくことがあります。病院などにかかるときの医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得などをもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。



### ◆自己負担割合の判定基準

自己負担割合は原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。詳しくは右表の負担割合をご覧ください。



### □負担割合

自己負担割合	要件
1割	3割負担の要件に当てはまらない被保険者（下記以外の場合）
3割	<p>同じ世帯の被保険者のいずれかの人が、市町村民税課税所得145万円以上の場合 ※ただし、以下に該当する場合は「申請により1割負担」となります。</p> <p><b>【基準収入額適用申請】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆同一世帯の被保険者が2人以上の場合 被保険者全員の収入の合計額が520万円未満であること</li> <li>◆同一世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①又は②に該当） <ul style="list-style-type: none"> <li>①本人の収入が383万円未満であること</li> <li>②本人の収入が383万円以上で、同一世帯の70歳から74歳の人と収入の合計額が520万円未満であること</li> </ul> </li> </ul>

## ● 限度額適用・標準負担額減額認定証は8月更新となります

現在、使用している後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。減額認定証をすでに持っている人で平成23年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

◆減額認定証を持っていなかった人で新たに交付を希望する場合は、これまでどおり、窓口での申請手続きが必要になります。

※申請に必要なもの……印かん、被保険者証、その他（収入額などを証明するもの（非課税証明書）など）や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

## ● 保険料を年金から天引きされている人へお支払方法が変更できます

保険料が年金から特別徴収（年金天引き）されている人は、申請することで口座振替に変更することができます。変更を希望する人は、7月29日（金）までに窓口で手続きを行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払変更になります。

※年金天引きになる人……年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人



※すでに手続きがお済みの人は、改めて手続きの必要はありません。

### \*\* 社会保険料控除について \*\*

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収（年金天引き）から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。

## ■ 後期高齢者医療に関する問い合わせ

鞍手町役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111番 内線205

